

新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします(市議会11月臨時会) 【問い合わせ】
本館財政課(☎41-3517)

◎市議会11月臨時会で議決となった主な対策経費

事業名	予算額	内容
広報活動事業	154万円	感染症対策を周知するため、広報はなまきを増頁します。
庁舎内無線LAN環境構築費	3,956万円	市職員の新たな働き方を推進するため、市役所本館・新館や各総合支所などの施設に、業務用のWi-Fi環境を構築します。
災害用物資備蓄事業	1,442万円	避難所用の備蓄品として、備蓄品防災倉庫や車いす用仮設トイレ、オストメイトトイレを購入します。
修学児童・生徒世帯生活応援事業	3,625万円	感染症の影響を含め生活が困窮している就学援助対象世帯を対象に支援金を支給します。*詳しくは11ページをご覧ください
救急医療確保事業	94万円	休日歯科診療所(花巻保健センター)内の感染症予防を図るため、歯科治療器具を購入します。
公共施設等感染症予防対策事業	2,636万円	感染症予防および拡大防止を図るため、市役所本館議場の空調設備を更新します。
就労支援事業	500万円	感染症の影響により、就労の場を失った人の再就職を支援するため、期限を定めない正規雇用として雇い入れた事業主に対し奨励金を支給します。 ■支援額 基礎賃金2カ月分相当(1人上限50万円、1事業者3人まで対象・最大150万円)
失業者支援事業	500万円	感染症の影響により、勤務先の倒産・廃業・経営悪化を理由に退職などをすることになった人を対象に見舞金を支給します。 ■支援額 1人当たり10万円
肥育経営安定緊急支援事業	295万円	販売価格の下落により国の肉用牛肥育経営安定交付金の交付を受けた肉用牛肥育農家に対し、本来農家が負担する1割を補助します。
中小企業振興融資事業	900万円	4月1日～5月1日の間に同制度を利用した市内事業者の利子負担を市が全額支援します。
観光情報発信事業	192万円	市内物産品の売り上げ向上を図ることを目的に、花巻観光協会が実施する物産品のカタログ作成や物産品の送料負担分を支援します。
観光・物産事業者等緊急対策事業	773万円	感染症の影響を受けている物産関連事業者を支援するため、市内温泉宿泊施設等利用者を対象に物産品が当選するキャンペーンを実施します。
物産関連業者支援業務委託		
コンベンション等集客事業補助金	450万円	市内宿泊施設などで結婚披露宴や会議などを行う人を対象に、会場借り上げ費用などを支援します。
観光施設等感染症予防対策事業(貸切バス事業者感染予防対策事業補助金)	500万円	市内に本社を有するバス事業者に対し、感染予防対策に要する費用を支援します。
小中学校修学旅行キャンセル料支援事業	350万円	感染症の影響により、中止または延期を余儀なくされた小中学校の修学旅行のキャンセル料を支援します。
小中学校学習用端末整備事業	5,587万円	学習用タブレット端末で使用するデジタル教材を購入します。
学校保健事業	28万円	小中学校で使用する液体せっけんや消毒用手袋を購入します。

* 上記は、11月26日までに補正予算で予算化された支援策です。今後、さらに支援策を取りまとめ公表の上実施します

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の徴収猶予の特例制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人は、「市税の徴収猶予の特例制度」を利用することができます。徴収猶予に係る担保は不要で延滞金もかかりません。

- 対象となる人 次の要件を全て満たす納税者・特別徴収義務者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降、1カ月以上の任意の期間で、事業などの収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合
 - 一時に納付し、または納入が困難な場合
- ※上記の判断は、今後半年程度の事業資金の調達状況などを考慮します
- 対象となる市税 ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯

- 税▶国民健康保険税のうち、令和3年2月1日までに納期限が到来するもの
- 徴収猶予期間 1年間
- 申請期限 税の種類ごとに定められている納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)
- 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601 花城町9-30)へ郵送で提出してください。

* 申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

市税の徴収猶予の特例制度
納期限が12月25日となっている下記の市税は申請期限が12月25日です
令和2年度分…固定資産税第3期、国民健康保険税第6期

**中小企業者・小規模事業者が対象
令和3年度の固定資産税が軽減されます** 【問い合わせ】
本館資産税課(☎41-3529)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者が保有する建物や設備の固定資産税が軽減されます。

- 対象 次のいずれかに該当する事業者
 - 個人事業者の場合…常時使用する従業員の数が1,000人以下
 - 法人事業者の場合…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社を除く)
- 要件・軽減率 2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期比で次の減少率となっていること

- ▷30%以上50%未満の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の2分の1を減額
- ▷50%以上の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の全部を減額
- 申請期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)
- 相談窓口 ▶中小企業庁[☎0570-077322(月～金曜日、午前9時30分～午後5時)]▶本館資産税課[☎41-3529(月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分)]

* 申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



固定資産税に係る「納税猶予」と「軽減措置」を活用した場合の令和3年度における納税額の考え方

- ①任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の合計額
- ②任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%以上50%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の固定資産税合計額
- ③任意の連続する3カ月間の収入の減少率が50%以上の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の固定資産税合計額

※令和3年度分の事業用家屋と償却資産の固定資産税は免除となります